

CLOSE UP
福祉



児童扶養手当について

この手当は、父母の離婚・死亡等で、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図ることを目的として支給される手当です。

児童扶養手当の対象者

次のいずれかに該当する児童を監護し、生計を同じくしている場合に支給されます。

- (1) 父母が離婚をした児童
- (2) 父または母が死亡した児童
- (3) 父または母が施行令に定める程度の障害の状態(年金の障害等級1級程度)にある児童
- (4) 母が婚姻によらないで生まれた児童
- (5) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※(1)～(5)の児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童。中度以上の障害のある児童については20歳未満。その他にも支給要件があります

児童扶養手当の手当額

本人および同居扶養義務者の所得や扶養親族の数等によって決定し、4月、8月、12月に支給されます。

【平成29年度の手当月額】
全部支給 42,290円
一部支給 42,280円～9,980円
2人目加算
全部支給 9,990円
一部支給 9,980円～5,000円
3人目以降加算
全部支給 5,990円
一部支給 5,980円～3,000円

所得額が限度額を超えている場合は、0円(全部停止)になります。 ※全国消費者物価指数の実績値により前年より、40円～10円の引き下げがありました

■手当を受給している方が、住所を変更した場合や世帯の状況が変わった場合(婚姻や事実婚、出生等)は、届け出が必要です。届け出が遅れると、事由によってはその分手当を受給できなかったり、返還金が発生する場合があります。

※全部停止となっている方を含みます
■受給するためには、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 福祉事務所 ☎57-8509

CLOSE UP
環境

補助金を活用して、
エコ活動をしましょう!



環境対策課では、ごみを減らすため、クリーンエネルギーを推進するための補助を実施しています。補助金等をご紹介しますので、ぜひ活用してください。詳細についてはお問い合わせください。

生ごみ処理バケツの販売

【価格】
2,200円



【販売場所】
環境対策課・各支所

【補助金額】購入価格の2分の1以内で限度額3万円

【補助対象】市内の販売店で購入した電動式生ごみ処理機

【補助金額】設置整備費の2分の1以内で、限度額10万円

※事前に構造等について環境対策課と協議が必要

古紙等集団回収奨励金

【奨励交付金】1kg当たり4円を乗じた金額

【交付対象団体】営利を目的としない住民団体

※事前に環境対策課に登録申請が必要

住宅用太陽光発電システム
設置補助金

【補助金額】6万円(定額)

※先着40件まで

【対象】自らが居住する市内の住宅に10kW未満のシステムを設置する市税を滞納していない個人の方
※申請は太陽光発電システム設置工事着手前に行ってください。工事着手後の申請では補助金が交付できませんのでご注意ください

問 環境対策課 ☎57-8508

CLOSE UP INFORMATION

CLOSE UP
国保

国保の手続きは2週間以内に行いましょう

4月は引越しや就職・退職などにより保険内容が変わる方が多い時期です。手続きによって必要なものが異なりますが、どの手続きにも印鑑、身分確認証と併せて世帯主と対象者のマイナンバーが必要です。

ご注意ください

加入の届け出が遅れると…

・国保税は加入の届け出をした月からではなく、加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。
・保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると…

・返却するべき国保の保険証を使って医療機関を受診した場合、国保が負担した医療費を返納していただくことになります。
・国保と健康保険の両方に加入した状態では、保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

問 市民保険課 ☎57-8506



お気軽にお問い合わせください。

こんなとき…	必要なもの
健康保険(被扶養者を含む)に加入した	全員の新しい健康保険証・香南市国保被保険者証
健康保険(被扶養者を含む)をやめた	健康保険の資格喪失日・被扶養者でなくなった日の分かる書類
転入した	転出証明書
転出する	香南市国保被保険者証
修学のために転出する	学生証または在学証明書

※修学のために転出する学生は、修学特例の届け出を行うことで、転出後も香南市国保被保険者証を使用できます

CLOSE UP
高齢者

高齢者ニーズ、実態把握の
調査にご協力をお願いします

介護保険制度は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき運営されており、平成29年度は、平成30年度から平成32年度までの第7期計画を策定する予定です。

「介護予防・日常生活圏域
ニーズ調査」

第7期計画の策定に当たり、介護予防事業の対象者把握および高齢者ニーズ、実態把握を目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行います。

この調査は地域ごとの課題を的確に把握し、より地域の実情に応じたサービス目標整備量を設定し、高齢者に対する効果的な介護予防に取り組んでいくためのものです。次期介護保険料の設定にも参考にさせていただく大切なものになります。

65歳以上の高齢者のうち、無作為に抽出された3,500人の方が対象となります。

「在宅介護実態調査」

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」とは別に、在宅で介護を行っている方の実態把握を目的とした「在宅介護実態調査」を行います。

4月時点で要支援・要介護認定を受けている約1,000人の方が対象となります。
■どちらの調査も、該当の方には4月初旬に調査票が届きますので、ご協力をよろしく願います。

問 高齢者介護課 ☎57-8510

